



2023年9月22日

各 位

会 社 名 日産車体株式会社
 代表者名 取締役社長 吉村 東彦
 (コード番号 7222 東証プライム)
 問合せ先責任者 総務部部長 中津川 隆則
 (TEL. 0463-21-8001)

**プライム市場上場維持基準への適合に向けた計画の変更、
 スタンダード市場上場の選択申請の決定及びスタンダード市場上場維持基準への適合に向けた計画**

当社は、2023年6月28日に、プライム市場上場維持基準の適合に向けて、「上場維持基準への適合に向けた計画」を開示し、その取組みを行っていましたが、プライム市場上場維持基準の緩和経過措置の終了とスタンダード市場への再選択の機会を踏まえて、改めて当社の上場市場区分について社内論議を重ねた結果、本日開催の取締役会において、スタンダード市場への選択申請を行うことを決議し、東京証券取引所へ申請いたしましたので、お知らせいたします。

このスタンダード市場選択の決議と併せて、「プライム上場維持基準への適合に向けた計画」を変更し、「スタンダード上場維持基準への適合に向けた計画」を作成いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. プライム市場の上場維持基準への適合状況の推移及び計画期間

当社の2023年3月31日時点におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況の推移は、下表のとおりとなっております。

		株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式 時価総額 (億円)	流通株式 比率 (%)
当社の適合状況 及びその推移	2021年6月末時点 (移行基準日)	3,788	630,448	468	40.0
	2023年3月末時点	3,623	252,908	215	16.0
プライム市場の 上場維持基準		800	20,000	100	35.0
計画書に記載の項目					○
計画期間					2025年3月末

※当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

2. スタンダード市場の選択理由

プライム市場上場維持基準の緩和経過措置の終了とスタンダード市場への再選択の機会を踏まえて、改めて当社の上場市場区分について社内論議を重ねた結果、プライム市場上場を維持した場合に起こり得る経過措置及び改善期間終了後の監理・整理銘柄指定及び上場廃止のリスクに鑑み、スタンダード市場を選択することが適切であると判断いたしました。

3. スタンダード市場の上場維持基準への適合状況

当社の2023年3月31日時点におけるスタンダード市場の上場維持基準への適合状況は、下表のとおりとなっており、流通株式比率についてのみ適合しておりません。当社は、今回不適合となった流通株式比率

を満たすために、後述の上場維持基準への適合に向けた取組みを進めてまいります。

	株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式 時価総額 (億円)	流通株式 比率 (%)	月平均 売買高 (単位)
2023年3月末時点	3,623	252,908	215	16.0	12,097
スタンダード市場の 上場維持基準	400	2,000	10	25.0	10
計画書に記載の項目				○	
計画期間				2025年3月末	

※当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

※月平均の売買高については、直近半期（2023年1月から2023年6月）の売買高を6か月で除して当社の算出値となります。

4. 上場維持基準の適合に向けた取組みの基本方針、課題及び取組内容

(1) 基本方針

公開された市場における投資対象として当社株式の流通株式比率の改善に取組み、スタンダード市場の上場維持基準への適合を目指してまいります。

(2) 経緯

エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー（以下「ECM」といいます。）の運用するファンド（以下「ECMファンド」といいます。）は、エムエルアイ フォー セグリゲーティッド ピービー クライアント（以下「MLI」といいます。）（常任代理人：BofA証券株式会社（以下「BofA」といいます。））及びゴールドマン サックス インターナショナル（以下「GSI」といいます。）（常任代理人：ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「GS」といいます。））をカスタディアンとして、当社株式を所有しております。ECMファンドが、2023年3月31日時点で、MLIを名義株主として所有する当社株式の数は21,000,000株（発行済株式の総数に対する所有株式数の割合：13.35%）であり、GSIを名義株主として所有する当社株式の数は16,115,500株（発行済株式の総数に対する所有株式数の割合：10.24%）です。

有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則においては、株式の数の10%以上を所有する者又は組合等は、原則として、流通株式から除外されますが、株式の数の10%以上を所有する者以外の者が実質的に所有している株式のうち、東京証券取引所が適当と認めるものについては、例外的に、流通株式として取り扱われることとされております。この点を踏まえ、当社は、2021年3月31日を基準日とする前回の上場維持基準への適合性の判定（以下「2021年判定」といいます。）に際し、東京証券取引所が適当と認める基準について確認し、東京証券取引所より説明を受けた基準を満たしているか否かについてECMに対して確認を求めたところ、その基準を満たしているとの説明をECMより受け、その旨を証明する必要書類を受領いたしました。当社が、これらの必要書類を東京証券取引所に提出したところ、ECMファンドがGSI及びMLIをカスタディアンとして預託している当社株式について、東京証券取引所より流通株式としての取扱いを受けました。この結果、2021年3月31日の基準日において、当社の流通株式比率は40.0%となり、プライム市場の上場維持基準に適合することとなりました。

当社は、2023年3月31日を基準日とする上場維持基準への適合性の判定に際しても、2021年判定の際と同様に、ECMに対して、当社が東京証券取引所から説明を受けた当該基準を満たしていることを証するために必要な書類の提出について協力を求めたところ、2021年判定の際とは異なりECMからの協力を得ることができず、必要書類の提出を受けることができませんでした。これにより、ECMファンドがGSI及びMLIをカスタディアンとして預託している当社株式について、流通株式としての取扱いを受けることができず、その結果、2023年3月31日の基準日において、当社の流通株式比率は16.0%となり、プライム市場の上場維持基準である35%を満たしていないこととなりました。

当社は、2021年判定時以降、ECMより、東京証券取引所の示している基準による判定に影響を及ぼ

すような事情の変更が生じた旨の説明は受けておりません。一方でECMより、長期間にわたって当社株式を売却しておらず、保有株式について真に流動性があるといえるのか、流通株式として扱うことが適切かについて疑問が生じたため、再考した旨説明を受けております。

(3) 取組内容

当社といたしましては、当社株式の上場を維持することが当社の全ての株主様の利益に適うと考えられることから、上記の経緯を踏まえ、改めてスタンダード市場を選択し、スタンダード市場の上場維持基準（当社の場合、流通株式比率の基準のみ）への適合を目指すため、ECMに対し、2021年判定の際と同じく、ECMファンドがMLI及びGSIをカストディアンとして預託している当社株式について、流通株式としての取扱いを受けるために必要な書類を提出していただくよう、引き続き協力を求めています。上記の通り、ECMからは、「流通株式として扱うことが適切かについて疑問が生じたため、再考した」旨、説明を受けておりますが、当社は、ECMが実質保有する当社株式について、東京証券取引所の示す流通株式の定義を客観的に満たしているかどうかの確認を求めて参ります。加えて、当社といたしましては、当社事業への影響等を慎重に検討しながら、ECMファンドを含めた一部の株主様に当社株式を売却するよう働きかけを行う予定であります。

上記取組みは、2023年6月28日付「プライム市場上場維持への適合に向けた計画」で定めた取組みと同様になりますが、前回計画の策定から間もなく、詳細について詰めている段階であり、現時点で報告すべき進捗はございません。他方、上場維持基準への適合に向けた新たな取組みとして、当社が現在所有する自己株式の消却の検討を進めることといたしましたので、併せて報告いたします。なお、現在所有する全ての自己株式を消却した場合、流通株式比率が約2.6%増加いたします。

また、短期間で相当な量の株式が市場に放出されますと株価に与える影響も大きいと考え、計画期間につきましては中期的な期間として2025年3月末といたしました。

その他企業価値向上のための経営努力等流通株式比率の改善に寄与する施策を検討し、開示すべき事項が決定された際には速やかにお知らせいたします。

5. スタンダード市場への移行予定日

スタンダード市場への移行は、2023年10月20日を予定しています。

以上